

# 林語堂のジャーナリズム論の形成と展開 —「民権」の基礎としての「新聞の自由」の追求—

井上 友和\*

## はじめに

近代中国を代表する世界的作家の一人であった林語堂<sup>(1)</sup>（1895-1976）の生涯は、中国の「近代化」の理想を追求する知識人の栄光と苦悩そのものであったといえよう。「栄光」とは、林語堂にあっては、「デモクラシーとサイエンス」という標語に表されるような西洋の価値観は、中国が受容すべき普遍的なものであり、知識人たる自分たちはそのために奮闘すべき使命を担っているということである。他方で「苦悩」とは、（少なくとも林の生前においては）最終的に大陸中国においては、この理想は実現しなかったという事実には他ならない。

林語堂がその生涯を通じて追求してやまなかった西洋の価値観——近代以前の中国にはなかった価値観——の最たるものは、「民権 civil rights」であり、とりわけその基礎をなす「言論・出版の自由」あるいは「新聞（ジャーナリズム）の自由」であった。

林語堂は、なぜ絶えず「新聞の自由」を追求し続けたのか？ なぜ「新聞の自由」こそが「民権」の基礎と言えるのか？ 「新聞の自由」に従事する者に求められる責任は何か？ 本稿においては、以上の問題に答えるべく、「林語堂のジャーナリズム論が歴史的にいかに形成され、展開されていったのか」という視点から考察を加えていきたい。

## 1. 林語堂のジャーナリズム論の形成（1930年代）

### —ジャーナリズムの使命（痛みを叫ぶ自由）の認識—

#### (1) ジャーナリズム論形成前史

1895年、福建省の厦門に近い漳州にキリスト教牧師の子として生まれた林語堂は、米国のハーバード大学やドイツのライプチヒ大学などで言語学の研究を専攻し、1923年に博士号を取得後に帰国してからは北京大学英語学教授に就任し、北京を拠点として魯迅・周作人らと共に「急進過激な教授の一人」<sup>(2)</sup>として政府批判の評論やエッセイを書いた。

この時期、林語堂は言論活動に対する権力の弾圧を直に体験することになる。たとえば、1925年に上海で租界警察がデモ行進中の労働者、学生に対して発砲し、13人の死者と40人余りの負傷者が出る「五・三〇事件」が発生した。これに抗議する運動は、林が当時教務部長の任にあった北京女子師範大学にも飛び火した。この間、林は終始、新聞雑誌を通じて、デモを弾圧する軍閥政府を批判し、学生を支持する文章を発表した。

---

\*いのうえ ともかず 京セラ株式会社 稲盛ライブラリー 研究・出版課 副責任者

さらに翌1926年、北京での民衆の請願デモに対し、段祺瑞政府の衛兵が発砲する「三・一八事件」が発生した際には、犠牲者となった林の教え子を追悼する「劉和珍・楊徳群女史を悼む」という文章を発表した。この中で、林は「生まれてから最も哀しい経験であった」と述べるとともに、「劉・楊両女史の死は、彼女たちの一生と同じように、国を亡ぼす官僚や国を蝕む大夫たちとの闘争による死」であったとして、言論を弾圧する権力に対して、対決の姿勢を明確にしている。

こうした林の立場は、時の北京政府に嫌われるところとなり、1926年5月には北京脱出を余儀なくされる。その後、一時的に武漢国民政府外交部長であった陳友仁の革命運動に従事したが、やがて一切の政治活動を忌避するようになり、「1927年からひとり著述業に専心没頭した」<sup>(5)</sup>。これ以後、林は上海を拠点としてその豊富な評論活動を展開することになるわけだが、この北京における権力との闘争の経験こそは、彼のジャーナリズム論を形成する土台となったと言えよう。

## (2) 現代批評の責務

林語堂のジャーナリズム論の萌芽がある程度まとまった論考として登場するのは、1930年1月3日に「寰球学生会」で行った「現代批評の責務について」という講演においてである。この中で林は、西洋と東洋を比較した上で、今日において、東洋文化の発展が停滞している理由は「批評の文化」がないことにあるとして、次のように述べている。

「現代の文化は批評の文化である（中略）我々は西洋の風俗制度には割合に進歩の能力があり、たといよくない風俗制度があるにしても割合に旧きを捨てて革新する機会があり、改良するとなれば我が方よりも迅速であることを認めぬわけにはいかない。それは西洋の文明が批評の文明だからである」<sup>(6)</sup>

そして、この批評の文化がある社会は、それが無い社会よりも明らかに進んだ社会であるとして、こうも説いている。「反対者にせよ支持者にせよ、共に批評の理論にもとづいて社会の輿論に訴えることができる。これは批評的でない文化の国においては有り得ないことである。こうした変更がよいことか悪いことかは別問題として、少なくとも新しい理想が十分な実現の機会を与えられているわけである。これはいうまでもなく、批評のない、寛容性のない社会に比べれば得である」<sup>(7)</sup>

このような認識のもと、林は「批評が現代文明の唯一の推進力というような神聖な職務」<sup>(8)</sup>を担っていることを自覚していた。それは「ジャーナリズムの使命」とも言えるものであり、具体的には次のように列挙している。

「批評とは対象の真相を正しく認識することである（中略）批評とは学問的に冷静な態度を以て、我々の文学思想、生活動作、風俗礼儀、および一切の社会事象を批判することである。これは勿論なま易しいことではなく、世間でいう共鳴や排撃とは全く別物である。我々は対象の真相を正しく認識しなくてはならぬが、しかし我々の一切の想念は多少とも俗念に曇らされており、多少とも輿論に掣肘されているものである。もしも批評が俗見を脱しえなければ、真に自由な批評はあり得ない」<sup>(9)</sup>

ここには、以後生涯にわたって林語堂が主張していくジャーナリズム論の基点が示されているように思う。それはつまり、近代の自由で民主的な社会を築いていくにあたって、批評の文化は不可欠であるが、対象の真相を正しく認識した優れた批評を行うことは決して容易な道のりではない、

ということである。だが、「この批評の文化は、今や各国の共有であり、いずれか一つの地方一つの国の専有物ではない」<sup>(10)</sup>からには、その普遍的な価値を、いかにして中国社会に導入するかが次の問題として浮かび上がる。

### (3) 言論の自由とは何か

先の講演からおよそ3年後、林語堂は中国キリスト教青年会（YMCA）において、「言論の自由について」（1933年3月4日）と題して講演を行っている。この中で林は、単に一般概念上の「ものを言う自由」ではなく、「痛みを叫ぶ自由」こそが現在の中国には必要であるとして、次のように述べている。

「唯一の価値ある自由は、被圧迫者が痛みを叫ぶ自由と、圧迫されている環境を変える自由である。私たちが必要としているのは、まさに痛みを叫ぶ自由であって、ものを言う自由ではない。（中略）人としてはものを言うことだけが必要であって、痛みを叫ぶ必要はないという人もいますが、私はそうは思わない。また、民生は民権よりも重要であり、現在の中国内地の一般庶民はすでに生きることさえできなくなっているのに、民権など語っている場合ではない、と考える人もいますが、実際はそうではない。生きることができなくなった時に泣き叫んでこそ、鳥獸としての身分が保たれるのであって、さもなければ死あるのみである。このような痛みを叫ぶ自由こそが私たちの生活と関係があるのであって、どのような哲学理論よりもすばらしいものだ」（唯一有價值的自由，是受壓迫者喊痛之自由，及改造壓迫環境的自由。我們所需要的，正是喊痛的自由，並非說話的自由。〔中略〕有人以為做人只需說話，毋須喊痛。鄙意不然。又有人以為民生比民權重要，現在中國內地的百姓已經活不了，還談到什麼民權？其實不然，活不了時也得喊一聲，才有鳥獸的身分，否則只有死之一路。這種喊痛的自由才是與我們的生活有關係的，比什麼哲學理論都好<sup>(11)</sup>）

ところが、実際には、現代に生きる中国人にはこのような「痛みを叫ぶ自由」としての「言論の自由」はなく、一般民衆にあっては、「危害を被って痛い時には、ただ家に帰って毒づくだけであり、それも人に聞かれるのを恐れる」というあり様で、政府が好きなもの、「口をつぐむこと瓶のごとき（守口如瓶）従順な民」であって、決して「痛みを叫ぶことを好む一般庶民」ではない。

では、なぜ中国では言論がそのように忌み嫌われるのか。その理由について、林はまず第一に、そもそも中国には「言論の自由」という思想そのものが歴史的に存在しなかったと述べている。つまり、「言論の自由は舶来の思想であって、真の国産ではない（中略）中国の経書の中にも、言い伝えの中にも、個人の言論の自由という説を探し出すことはできず<sup>(12)</sup>」、ただ官にとって害にならない限りにおいて、許容されているに過ぎないものであった。

第二に、根本において、「民の自由」と「官の自由」は対立するものであって、民が「言論の自由」を持つことは官にとっては「不自由」になることを意味しているゆえに、言論は常に忌み嫌われてきたと林は分析している。つまり、「一般庶民に言論の自由があれば、官僚は自由に報道機関を封鎖することができなくなり、一般庶民に生命の自由があれば、官僚は自由に人民を逮捕拘留することができなくなる。ゆえに民の自由と官の自由とは真正面から衝突する」（百姓言論可以自由，官僚便不能自由封閉報館，百姓生命自由，官僚便不能自由逮捕拘留人民。所以民的自由與官的自由成正面的衝突<sup>(13)</sup>）わけである。

上記の言葉は、中国の歴史においては、「言論の自由」は権力を握る「官の自由」であって、民

の言論は常に権力に抑圧される立場にあったことを暗に意味している。だが、このことは中国人が生来、「言論の自由」に関心を持たなかったことを意味しているわけではない。西欧近代社会との重大な相違点は、ただ「言論の自由」という権利の法的保護の有無にあるとして、次のように述べている。

「各人が自分の門前にある積雪だけを掃除するという（利己的で他人に無関心な）態度は、決して国民の天性ではない。人権の保障が得られず、法律が人を守ることができないがために、堅く口を閉ざすこと瓶のごとくにして自衛するしかないからだ。（中略）もし今日、人権の保障があれば、国民はきっと別の様相を呈していたことだろう」（須知這各人自掃門前雪的態度，並非國民的天性，乃因不得人權保障，法律不能衛人，所以人人不得不守口如瓶以自衛。〔中略〕假定今日有人權保障，國民必另有一番氣象<sup>(14)</sup>）。

実際、中国の歴史上において、後漢までは学生や知識人が積極的に政府を批判する行為が盛んであったが、党錮の禁の迫害以後は身を守るために国事を語ることをしなくなったと林は付け加え、民国時代の現代においても変わらないと評して、この講演を締めくくっている。

#### (4) 民論と政府権力との抗争の歴史としてのジャーナリズム史

雑誌や講演において絶えず訴えてきた林語堂のジャーナリズム論は、『A History of the Press and Public Opinion in China』(1936年) という書き下ろしの単著によって一つの集大成を迎える。

先の「現代批評の責務について」において述べられた「批評」の果たすべき役割について、林は改めて本書で「先ず自由なる新聞という理想を前提に置き、民主主義の真実の基礎と考えられる基準、即ち、第一には、賢明且つ公平な方法によるニュースの選択、編輯、発表、に依って民衆に正確なる報道を提供しているかどうか、第二には、自由にして束縛されざる輿論を発表しているかどうか<sup>(15)</sup>」という観点から検討を行っている。

この観点から、先に林が提起した「痛みを叫ぶ自由」としての「言論の自由」「新聞の自由」を見た場合、「現代支那の新聞は、尚幼稚な発達段階にある」と診断を下している。さらに、表面的には活性を呈しているかに見える新聞業界について、「新聞の発行高がどんなに多くても、傷けられた時に叫びだす自由がなければ——この自由こそ文明の恩沢であるが、現在のところ人間社会でなく動物社会によってのみ享受されているのだ——新聞の自由などといっても人を馬鹿にしているだけである<sup>(16)</sup>」と警鐘を鳴らしている。

こうした基本的認識に立った上で、林は本書において、古代から現代に至る中国の新聞輿論史あるいはジャーナリズム史を「民論と政府権力との抗争の歴史<sup>(17)</sup>」として捉え、その正負両面を通時的に論じている。これこそは林語堂のジャーナリズム論の中核をなす概念であり、林自身が実際に経験した軍閥政府との対決に裏付けられたものでもある。

正の側面から中国のジャーナリズム史を捉えるならば、そこに「『善き政府は常に民の声に耳を傾ける』という古えの哲理に含まれている支那のデモクラシーの種子が、如何に生長し発展し、時に絢爛と花咲いたかを見出すことができる。だが、負の側面から捉えるならば、残念ながらこの貴重な花はほとんど例外なく歴史の中で「独裁的性格の支配者に依って無残に踏みにじられてきた<sup>(18)</sup>」ことを教えてくれている。

林はこのことを漢代における「清議」、宋代における学生運動、そして明代における御史・東林

党の活動などを取り上げて具体的に論じている。いずれの時代においても、死をも恐れずに政府を批判する剛毅の精神が絶えたことはないが、また永続することもなかった。その原因について林は、「政治の純潔を維持しようとつとめた学者達の最大の道徳的勇気も、最も英雄的な犠牲も、民権の法律的保障のないところでは無益であった」と総括している。なぜならば、明代における政府批判の言論が時の権力者である宦官・魏忠賢によっていとも簡単に弾圧されたように、「真理と考え正義と考えたものを擁護するため、投獄と死刑に遭った数百の殉教者の働きも、覚醒し憤激した国民の一致団結した意見も、皇帝の前で一、二滴の涙を流して哀訴する一人の宦官のために悉く水泡に帰したからである」<sup>(19)</sup>。

中国古代のジャーナリズム史、言論の発達を概観した林は、さらに本書の後半では中国近代のジャーナリズムの勃興と現状についても分析を加えている。清朝末期である1895年から辛亥革命が勃発する1911年までは中国の「ジャーナリズムの黄金時代」<sup>(20)</sup>であると高い評価をしている一方で、「現代新聞の退歩は、政府が『強力』になれば、なるほど新聞は弱くなり、政府が弱くなればなるほど新聞は強力になるという一つの矛盾した真理を含んでいる」<sup>(21)</sup>と述べている。

これら本書における通史を通じて、古代であれ現代であれ、変わることはない中国の課題が浮き彫りにされている。それは、新聞の自由、言論の自由に対する法的保障がないということである。逆に言えば、民権としてこれらの自由を保障さえできるならば、中国の国民はその生来の批判精神を発揮することが十分に可能であると林は措定している。それは、「歴史的概観に依って、我々は、古代支那に於ける民衆批判の精神は、正当なる社会的政治的環境を与えらるるや、再び良き実を結び、現代の新聞の中に、真の民主主義的な力を出現せしむるに至るであろうという確信を強めることが出来る」<sup>(22)</sup>という林の言葉に明確に示されている。

では、新聞の自由、言論の自由を保障する「社会的政治的環境」を具体的にいかにして構築することができるのか。林語堂のジャーナリズム論は「実践篇」へと展開、発展していくことになる。

## 2. 抗戦・国共内戦期におけるジャーナリストとしての林語堂

### —「民権」の基礎としての「新聞の自由」の要求—

1930年代に形成された林語堂のジャーナリズム論において、ジャーナリズムの使命は「痛みを叫ぶ自由」であり、中国に欠けているのはその精神ではなく、その自由を行使する言論空間の法的保障であると述べられている。これは林自身の実体験に基づく結論であると同時に、当時の中央政府たる国民政府がまさに追求しようとしていたものであり、辛亥革命以来の中国社会の一つの潮流でもあった。それは、孫文の「三序構想」における「軍政」「訓政」を経て到達すべき最終目的としての「憲政」がもたらすはずのものでもあった。

林はこの憲政を目指そうとする潮流を基本的に支持しながらも——時にその遅滞を批判しつつ——、ある独自の観点を持っていた。それは、憲法が制定され、その憲法に基づいて政治が行われ、人権が保障されるという意味での「憲政」の実現よりも、すべてに先立って「言論の自由」「新聞の自由」といった「民権」を保障することを優先しなければならない、という主張である。それは、デモクラシーの基礎には民権の保障が不可欠であり、民権の基礎には「言論の自由」「新

聞の自由」が不可欠である、と要約することができるだろう。

この民権の基礎としての「言論の自由」「新聞の自由」の追求は、抗戦期・内戦期において展開され、林のジャーナリズム論は「民権論」へと発展していく。

### (1) 林語堂の民権観—「積極的民権」に優先する「消極的民権」—

抗戦・国共内戦期における林語堂の具体的なジャーナリズム論の展開を考察していく前に、その前提となる林の「民権観」を見ていきたい。

周知のように、孫文の三民主義を構成する柱の一つが「民権主義」であり、具体的な民権として選挙権・罷免権・創制権 (initiative)・複決権 (referendum) の四権が列挙されている。孫文は、政府の統治機能である五権 (行政・立法・司法・考試・監察) を大きな機械の馬力にたとえ、四権によって五権をコントロールすることこそが、民権主義の実現であるとして、次のように述べている。

「四つの民権とは、機械についている四つの制動装置なのである。この四つの制動装置があれば、その機械の動静を管理できるはずである<sup>(23)</sup>」

ここに見える「民権観」とは、政府をコントロールする「民権」であり、国民が政治の主導権を持つという思想に基づいている。これに対し、林は異なる「民権観」を持っていた。

林は1932年12月に蔡元培の呼びかけに応じて、宋慶齡、胡適、魯迅らとともに中国民権保障同盟を結成し、政治犯の救護活動を行うとともに、言論・出版・結社の自由のために戦った。この活動そのものは、1933年6月に同会の幹事長を務めた楊杏仏の暗殺とともに停止するが、まさにこの活動の最中である1933年に、林は雑誌『論語』に発表した「憲法、再び」と題するエッセイにおいて、自らの「民権観」を端的に述べている。

「憲法の第一の要諦は、民権の保障にあることを知るべきである。(中略) 民権には二種類ある。一つ目は、選挙、複決、罷免などのように、積極的なものである。もう一つは、消極的なもので、国民の生命・財産・言論・結社・出版の自由の保障がこれにあたる。中国が今日必要としているのは、積極的な民権ではなく、消極的な民権に関わるものである」(須知憲法第一要義、在於保障民権。〔中略〕民権有二種。一種是積極的，如選舉，複決，罷免等。一種是消極的，即人民生命、財産、言論、結社、出版自由之保障。中國今日所必需的，非積極的而係消極的民権<sup>(24)</sup>)。

ここに示されているように、林は民権を積極的民権と消極的民権とに分け、後者に属する自由の保障こそが憲法の第一の要諦であると主張している。これは、西洋政治哲学史上においても「自由」の定義として長らく議論されてきたテーマであり、後にアイザイア・バーリン (1909-1997) によって「積極的自由」と「消極的自由」として提起される「二つの自由概念」(1958年) との大きな類似性を持つ。バーリンは「自由」という言葉の政治的な意味の第一は「消極的」なものであって、「主体——一個人あるいは個人の集団——が、いかなる他人からの干渉も受けずに、自分のしたいことをし、自分のありたいものであることを放任されている、あるいは放任されているべき範囲はどのようなものであるか」という問いに対する答えの中に含まれており、第二の意味である「あるひとがあれよりもこれをする、あれよりもこれであること、を決定できる統制ないし干渉の根拠はなんであるか、まただれであるか<sup>(25)</sup>」という問いに対する答えであるところの「積極的」な自由を優先すると考えた。

バーリンにあっては、積極的自由の概念は、その運用において無制限に個人に干渉する権力に変貌する可能性があり、結果として市民生活の基本的権利である消極的自由を駆逐する危険性を有するものとして認識されていた。<sup>(26)</sup> 積極的自由に対する認識の出発点に違いはあるものの、林もまた、消極的自由は常に権力から脅かされる運命にあるという点では同じ認識を持っていた。「積極的」と「消極的」という言葉の響きとは裏腹に、消極的自由こそが真に「近代人の自由」<sup>(27)</sup> であって、個人の自由を保障する民権の基礎であるという信念を、林は時代に先立って提起していたと言えよう。

## (2) 戦時下における「新聞の自由」の要求

林が「消極的民権」として列挙していたのは、生命・財産・言論・結社・出版の自由であったが、この中でも特に彼が重要視していたのが言論・出版の自由、つまり新聞（ジャーナリズム）の自由であった。そのことがより先鋭的な形となって世に示されたのが日中戦争期の林の言論活動である。

林は『Moment in Peking（北京好日）』（1939年）や『Leaf in the Storm（嵐の中の木の葉）』（1940年）などの小説において、国難の中に生きる中国人の姿を描くことを通じて、すでに「抗日」の文士として、その名を世界に轟かせていたが、あくまで小説家としての活動に過ぎなかった。林がその政治的立場を明確にし、以後の彼の運命を決めることにもなったのが『The Vigil of a Nation（枕戈待旦）』（1944年）という旅行記である。

林が国民政府の臨時首都・重慶をはじめとする中国本土の視察の旅に出発したのは1943年9月22日であり、1944年3月22日にニューヨークに戻っている。この6カ月間にわたる視察を経て、独立不羈のジャーナリストの立場から、林は「中国政府への支持を選択するかどうか——それは支持に値するものであり、批評に値するその過ちを私は批評する——それは中国国民としての私の権利である」<sup>(28)</sup> という結論を下す。つまり、様々な欠点があるとはいえ、総体として林は時の中央政府たる国民政府を肯定した。だが、その「過ち」については容赦なく批判した。彼が批判した「過ち」とは、民権の保障の欠如であり、なかんずく言論・出版の自由、新聞の自由の保障に他ならなかった。

まず、林は自らが見聞した事実に基づき、「戦時検閲の必要性を心に留めておくとしても、私はなお、中国において出版の自由が戦争の間に不当な範囲にわたって悪化したと主張する」と述べている。実際に、林は中国で出会った多くの作家や編集者が不必要な制限に苛立っており、戦時下にあっても政府を批判できる自由権が保障されている米国の編集者の話を驚きをもって聞く彼らを目の当たりにしている。「すべての新聞、雑誌、書籍は出版の前に検閲官に提出されなければならない」という検閲制度は、国民の言論の自由を奪っているのみならず、政府自身にも多大なる危害を与えているとも林は主張する。なぜなら、検閲によって、「新聞の場合、すべての報道発言の承認に対して責任を有するという憎むべき立場に政府を置くことになる。外国の同盟国の行為の場合、中国の外交は出版の自由として表れる中国の世論を参照する権限を奪われる」<sup>(29)</sup> からである。このように検閲は戦時の国益にも適っていないと指摘しつつ、具体的に「検閲は、軍事機密または敵が望む情報の漏洩を抑えることだけに限定することができ、また限定されなければならない」<sup>(30)</sup> と提言している。この林の意見との因果関係が不明だが、1944年夏から、国民政府は検閲制度を緩和する

ことになる。<sup>(31)</sup>

### (3) 戦後の憲政実施（デモクラシー）の基礎としての民権（新聞の自由）

戦時下においても検閲は最低限度に抑制されなければならないとする林語堂の「新聞の自由」の要求は、単に作家、編集者、記者の権利擁護にとどまるものではない。より大局的には、戦後の憲政実施、デモクラシーの実現にとって「新聞の自由」が不可欠の要素であるという信念から来るものでもあった。

先述のように、日中戦争末期の中国政府にとって最大の課題の一つは、「訓政」から「憲政」への移行であった。「憲政」と聞けば、誰もが「憲法を制定し、その憲法に基づいて政治を行う」ことだと漠然と考えるが、林はそれに対し、「出版の自由は、法や政体の制定よりも重要である。政府に対して反抗する方法を知らない国民は、デモクラシーに値しない」(Freedom of the press is more important than the enactments of laws and constitutions. People who do not know how to talk against their government do not deserve a democracy)<sup>(32)</sup>として、出版（新聞）の自由の重要性を強調している。

その理由について林は、「中国が憲法を公布し、正式に最も開明的な法律を採用し、市・省・国の民選政府を設立する」ことは容易であっても、「実施において、身体的自由や出版の自由に対する保障がないならば、そのような政府がデモクラシーの性格を有するようになるとは私は思わない」(I do not see how such governments can even come near having a truly democratic character if there is no guarantee, in practice, of freedom of the person or freedom of the press)と述べている。そして、憲法制定後に想定される問題として、「特定の省では、不法に編集者を罰し、逮捕しよう」としたり、「一部の当局は、巧妙な操作によって自らを選ばせ、その後に法律を犯すか、彼らの公約さえ破り始める」という事態が発生する可能性があるという。まさにこうした政府の権力の濫用に対して、「当局を非難する自由が保護されていないならば、政府の正直を維持することができる」とは私は思わない」(I do not see how the honesty of government can be maintained if the people are not protected in their freedom to criticize officials)と林は説いている。つまり、来たるべき憲政において、デモクラシーは用心して、絶えず守らなければならないものであり、そのためには「何よりも最初に民権を持ち、これを強く主張することができない限り、国民がそのデモクラシーを守っていくことはできない」(I do not see how the people are going to guard that democracy unless they have and can enforce first of all their civil rights)として、権利章典の即時の施行を強く求めている。ところが、この林の思いとは裏腹に「中国が立憲政府を持つべきだと強調する声はあまりに大きく、権利章典を即座に実施すべきだと強調する声はあまりに小さい」(Too much emphasis has been placed upon China having a constitutional government, and too little upon enforcing a Bill of Rights)<sup>(33)</sup>として、現状認識の誤りを指摘している。

ここで林は、戦後の憲政下におけるデモクラシーが正常に機能するための前提として、「法に従っている限りは、この世の何人たりとも彼に触れることはできない」(Democracy means just that difference, that when a man obeys the law no one on earth can touch him)<sup>(34)</sup>という感覚が法的な保障と共に国民に共有されることが求められると述べている。そして、「民権の保護が実施される時、国民は民主的になることを学ぶ必要がなくなる。中国の国民がデモクラシーの準備ができ

ていないと言われる根拠はない」(When the protection of civil rights is enforced, the people do not have to learn to be democratic. There is no ground for saying that the people of China are unprepared for democracy) と主張する。なぜなら、「官僚が法律の側に立ち、弾劾される準備ができていなければいつでも、国民は彼らを弾劾する準備ができて」おり、「国民がそうすることができる時、そしてこの精神が存在することができる時、真のデモクラシーが訪れ、国家の毒が洗い清められる」からだとして、「出版、言論、信仰、集会の自由は、デモクラシーの基盤である」(Freedom of the press, of speech, belief, and assembly is the foundation of democracy)<sup>(35)</sup> と結論づけている。

以上のような憲政実施、デモクラシー、民権に対する基本的な認識のもと、戦争終結前から実質的にすでに開始されていた「内戦」に対して、一人の独立不羈のジャーナリストとして、林は自らの意見を率直に表明する時を迎えていた。

#### (4) 「新聞の自由」を巡る林語堂の国民政府観と中国共産党観

先述のように、言論・出版の自由、新聞の自由という観点においては、林語堂は国民党および国民政府に対して不満を表明したが、それは決して全面的な政府の否定ではなかった。少なくとも、憲政へ向かおうという姿勢を保持している国民政府に対して、林は改善の可能性を見出していた。

後述する中国共産党と比べた時、国民政府の基本的性質はファシスト的なものでもなければ全体主義的なものでもなく、あくまで「家父長主義」(paternalism) であるに過ぎないと林は捉えている。それは、「家父長主義の悪のすべてを有している」が、全体主義における「思想の統制や恐怖と暴力の原則という悪があるとは私は思わない」と述べ、「家父長主義の悪は改めることができる」と結論づけている。具体的には、検閲制度に代表されるように、国民政府の家父長主義の悪とは、「人々の思想と行動を導き、方向づけることを気にし過ぎて、人々が自分自身を導くようにさせることには十分に気が回っていない」ことである。だが、同時にそれは一種の必要悪でもあり、国民党の家父長主義的な保護指導によって、「人々は新しく望ましい国民意識を持つようになった」という肯定的側面も林は認めている。その上で、やがて訓政は終わりを告げ、「より少なく国民を家父長主義的に甘やかす、より多く国民の言論・集会・信仰の自由に注意が払われ、『人身保護令』が実施される<sup>(36)</sup>」ことを林は強く希望しており、それが十分に可能であると考えていた。

これに対し、内戦のもう一方の主要政党である中国共産党はどうか。林はまず、それが「独裁のあらゆる強みと悪を持っている」とし、「人々の生活に対する管理監督がより厳格であるため、中国共産党政権は重慶政府よりも徹底的に人的および物的資源を動員することができた」と、戦時における肯定的側面を述べている。だが、そうであるがゆえに、「そこには言論の自由もなければ、信仰の自由もない。人々は統制、恐怖、特務機関、軍および民政の地方の人民委員によって支配され、(中略) 敢えて異議を唱える者、あるいは協力を拒否する者は脅迫される。党紀の完全な履行が強要され、党がすべてを支配し、党員には高度な特権がある」(It has not freedom of speech, no freedom of belief; it rules by regimentation and by terror, by secret agents and local commissars in the army and in civil administrations; [...] it terrorizes the population that dares to dissent or refuses to co-operate; it enforces complete party discipline, the party dominates everything, and party members have exalted privileges)。これは、林が最も重要視する「消極的自由」がほ

とんどすべて奪われた社会であり、断じて容認できるものはなかった。

特に、政府を批判するという「新聞の自由」という観点から見た場合、「重慶では、すべての階級の人々が公的な場で政府を批判することができる」が、「共産区では、農民は誰もが体制を『称賛し』、それに対して何も言うことができない<sup>(37)</sup>」という事実は林の共産党認識にとって決定的であった。林はその背景に、「全体主義独裁」という中国共産党の根本的で不変的な性質を洞察した。先に述べたように、国民党の「家父長主義」の悪は改めることができるが、「全体主義の悪はそうではない」(The evils of paternalism are corrigible; the evils of totalitarianism are not)<sup>(38)</sup>。「中国における真に全体主義的な体制と本当に徹底した一党独裁政権は、延安にあるのであって、重慶にあるのではない」(The truly totalitarian regime and really thorough one-party dictatorship in China is in Yen-an, and not in Chungking)<sup>(39)</sup>と林は結論づける。この基本的性質が改めることができないものであるならば、中国共産党が民権の基礎である「新聞の自由」を認めることもなければ、戦後の憲政実施に協力することもない。その危険性を林は世に先んじて見抜いていたと言えよう。

### 3. 晩年におけるジャーナリズム論の成熟

#### —ジャーナリズムに従事する者に求められる責任—

##### (1) 戦後の林語堂の政治的立場

林語堂がジャーナリストの立場から書いた『枕戈待旦』に対する反響は大きかった。それまで、米国において小説を書くたびに好評を博していた林に対して、「意地悪な流言が、共産党支持者の間に広がった(中略)自由主義者たちの間で私(=林語堂)の評判が急落した」のである。さらに、林が米国帰国後に国民政府を少しでも擁護するような発言をすると、次の日にはそれまでの出版元の社長から「二度とこんなことを言うことはできないし、言うてはならないという、厳しい警告を受け」た。こうした中国共産党批判を封じる時の言論空間の潮流の只中であって、林は「苦境に立たされた」わけだが、そのことについて、「これは負け戦だと思っただけで、私自身を単なる傷痕軍人とみなすことができたし、そのことについて殆んど何も考えなかった<sup>(40)</sup>」という。

このことは、ある意味では、林のジャーナリズムの敗北であった。無論、時の世界情勢は林一人の言論活動によって左右できるような次元を超えていたが、言論・出版の自由、新聞の自由を封殺しようとする中国共産党の独裁的性質を洞察していながら、それを輿論に訴えることができなかったという無念が林にあったことは確かであろう。

国共内戦下において、林と同じように国民党と共産党の間で、その選択を迫られた知識人は数多く存在した。いわゆる中間派の自由主義者(リベラリスト)のうち、一部は国民党の敗退とともに1949年前後に台湾や香港、あるいは米国へと渡ったが、その大多数は共産党支配下の大陸に残った。政権を樹立したばかりの「共産党の立場からしても、自らの権力を安定させ、権威を浸透させるためには」、彼ら第三勢力の知識人の「社会的影響力を活用したほうが得策だった<sup>(41)</sup>」。結果的に、こうした多くの善意の知識人たちは、後に反右派闘争や文化大革命によって迫害されることになる。

林は1961年に米国議会図書館での講演において、親交のあった作家の老舎に言及しながら、次のように大陸に残った知識人の将来について危惧の念を述べている。

「私は彼が正直な君子であることを知っている。彼の生粋の北京語は大変流暢で、彼の人格にははなはだユーモアがあった。(中略)私は抗日戦争中に彼と重慶で会い、のちにまたニューヨークで顔を合わせた。私は彼が政治を語る時の興奮ぶりをおもい出す。しかし彼は、現在は一声も声をあげず、もはや権力を握っている人たちを罵らず、(中略)彼は完全に声をたてなくなった。私は彼が現在何を考えているかを知らない。作家が政治を自由することを肯んぜないのではなくて、政治が作家を自由することを肯んぜないのである」<sup>(42)</sup>

のちに文化大革命によって老舎が非命に倒れることをまるで暗示するような悲痛に満ちた文章である。

林語堂自身は、いわゆる反共リベラリズムでありながらも、そして『枕戈待旦』において国民政府を擁護した経緯がありながらも、戦後は政治と一定の距離を保ち続けた。林語堂の多くの英文著作を日本語訳した佐藤亮一(1907-94)によれば、晩年の林は「互いに食み合う世界の会議には一切関心がない」と手紙に書いていたという。そんな林について、佐藤はこう述懐している。

「彼はついに現在の世界に対して、どうしても心を解け合わすことができない心境になっているように私には思われる。しかし彼は、幻影にも似た理想郷を心のなかにえがきながら、超然と時の流れを眺めているのであろう」<sup>(43)</sup>

こうして、政治的にはやや超然とした立場から晩年を過ごした林だったが、この間、彼のジャーナリズム論はむしろ深化していった。言論・出版の自由、新聞の自由の追求そのものから、その自由を行使する側の責任はいかにあるべきかということに重点は移っていった。

## (2) 諸刃の剣としてのメディアの役割

1966年、教え子で「中央日報」社長も務めた馬星野の懇請を受けて、林語堂は長い亡命生活に終わりを告げ、台湾に居住することを決めた。時を同じくして、1930年代以来、久々に中国語での言論活動を再開した。その嚆矢となる講演の一つが「ジャーナリズムと現代社会について」(談新聞事業與現代社會)である。

この中で林はまず、ジャーナリズム業界に携わる人々に向けて、「新聞界は輿論の機関であり、輿論を代表し、政治を左右することができる、文明社会の一つの大きな力」(報界就是輿論的機關, 可以代表輿論, 左右政治。是文明社會上一種大力量)であり、「国民の思想への影響は甚大」(影響國人的思想甚深)<sup>(44)</sup> だとして、その意義の重大さを認めている。その上で、ケネディとニクソンが対決した米国の大統領選挙を例に挙げながら、メディアによって「印象」は良くも悪くも見せることができることに言及し、泳ぐことができない自分でさえ、水泳の名人に見えるように、「印象は人工的につくり出すことができる」(印象可以人工製造的)<sup>(45)</sup> ことに注意を促している。

端的に言えば、「新聞は輿論の権威になることもできれば、詐欺宣伝の道具になることもできる。記者は一筆のペンをもって、人を騙す道具となることもできるし、読者が『愚か者』に成り下がるかどうか、記者の手加減一つにかかっている」(報紙可成輿論的權威, 也可成欺騙宣傳的工具。記者以一根筆, 可以作為欺人的工具, 而讀者也可成爲「阿木鈴」, 由記者隨意排佈)と言えるほどに影響力が大きいと述べている。

では、読者はメディアに騙されたままなのかと言え、そうではない。なぜなら、「水準が比較的高い社会においては、一面では記者が責任を負い、一面では読者が鑑賞弁別の能力を有している。記者は身勝手に人を騙すことはできず、読者もまた容易に騙されたりはせず、『愚か者』になることに甘んじることない。思想のある読者は、過剰な宣伝に対しては不快な気持ちを抱くもの」(水準較高的社會，一面要記者負責，一面要讀者有鑒賞分辨的能力。記者不能隨便騙人，而讀者也不容易受欺，不肯做「阿木鈴」。有思想的讀者，對過分的宣傳會引起惡感)<sup>(46)</sup>だからである。

このように、使い方によっては輿論形成の権威にも詐欺宣伝の道具にもなり得る「諸刃の剣」としてのメディアに対処するには、情報を発信する側の記者と情報を受け取る側の読者の双方にそれぞれ相応の責任と能力が求められると強調している。

### (3) ジャーナリズムに求められる責任

では、具体的にジャーナリズムに携わる者に求められる責任とは何か。まず、「新聞報道は極めて複雑なものであり、記者には取捨の責任がある。それは記者の観点と技巧にかかっている。『知っていることはすべて話し、話せば余すところなく話し尽くす』というのでは駄目なのであって、さもなければ記者の飯の種はきっと失われることになる」(報紙消息是極複雜的，記者負取捨的責任。這就在記者的觀點與技巧。「知無不言，言無不盡」是不行的，不然記者的飯碗必定敲碎)として、ジャーナリスト自身が自らの確固たる観点を持つことを求めている。

次に、「発言に責任を負う編集者及び記者は、まず読者の信用を獲得しなければならない。さもなければ、人々はあなたの新聞を買ってはくれない。読者の側もまた、個人の視点を持つことを好むものであり、新聞に書いてあることをすべて信じるよりは、まだ新聞がない方がよいくらいだ」(負言責的編輯及記者，就得先取得讀者的信用，不然人家不買你的報。讀者方面，也喜歡作個人的看法，所謂盡信報不如無報)<sup>(47)</sup>として、メディアは常に読者の信用を獲得するための努力を怠ってはならないと警鐘を鳴らしている。

ここまで論じた上で、林は突如として話題を中国古代に転じ、新聞がなかった時代においても、常に中国史には専制権力に対抗する言論の勢力があったという持説を再び展開する。ここでは、林は簡潔に、中国史上においては、「言論の道」は二種類に分かれており、「第一は『言官』、つまり御史であり、皇帝の組織任用に対する監察の責任を負っており、今日の監察院に相当する」(第一是「言官」，就是御史，對於帝皇的設施用人，負監察責任，等於今日的監察院)として、中華民国憲法に規定された五権の一つであるところの監察院に繋がる伝統に着目させている。

これに対し、第二の流れは後漢の清議であり、明末の東林党による政府批判もこの流れに連なる。かつて林は、この清議や東林党の言論活動について、結果的に法的保護がなかったために権力者に弾圧される運命にあったことを指摘しながらも、全体としてはこれを高く評価していた。だが、多くの知識人が近代において当局の政治宣伝や情報戦に容易く左右されてきたことを知る林は、そのような単純な評価だけでは満足できなかった。むしろ、現代の知識人の弱点を投影しながら、清議や東林党に不足していたものは何かを問うている。

林は「一つの国家はひとえに、責任を負う新聞と監督能力を有する読者による独立した審判にかかっている」と前置きした上で、後漢の清議には「互いにその風格を吹聴する」という悪習があったという。その結果、かえって党錮の禁を招くことになった。同様に明代の東林党が政府を批判し

たことは間違っていなかったが、過激な議論によって自らの名声を高めようとする悪習が災いしたという。

こうした歴史的悪習から脱却し、現代のジャーナリズムが健全に機能するために必要なこととして、林は最後に次のように講演を締めくくっている。

「政治はもとより複雑極まるものであり、その是非を見分けるのは至難の業だが、二つの見方があると言える。最も重要なのは、言論を行う人が公のためにしているのか、それとも私のためにしているのかということだ。なぜなら、言論もまた、個人を攻撃し、徒党を組んで私利を図る武器になりかねないからだ。皆が国家のために志を立て、天地のために動機を抱くなら、それは良いものに違いない。個人的な怨みに報いるために、徒党を組んで私利を図るならば、是非を弄ぶ小人の道具と化してしまい、必ずや党争の悪しき現象を惹起することになる。正義を主張する気風の良し悪しは、まさにこの一点にかかっている」(政治本是極複雑的, 此中的是非難辨, 可有兩種看法。最要緊的是言論的人是為公為私, 因為言論也可成為攻擊個人, 植黨營私的武器。大家為國家立想, 為天地存心, 就是好的。為私人報怨, 植黨營私, 變成小人播弄是非的工具; 就必定引起黨爭的不良現象。主持正義的風氣好壞, 就在這一點<sup>(48)</sup>)。

### おわりに

以上、本稿では、1930年代から1960年代までの言論・出版の自由、新聞の自由をめぐる林語堂のエッセイ、講演、著書等を通じて、彼のジャーナリズム論の形成と展開を三つの時期に分けて整理してきた。

第1期の1930年代のジャーナリズム論の形成期においては、東洋文化に不足していて西洋文化から学ぶべきものは「批評の文化」であり、この批評の文化を根付かせるためには「痛みを叫ぶ自由」としての「言論・出版の自由」「新聞の自由」が法的に保障されていなければならないこと、そして、中国史において政府批判の言論が絶えず生起したにもかかわらず、弾圧を免れることができなかった理由は、まさに法的保障がなかったためであるという認識を持つに至る。

第2期の抗戦・国共内戦期においては、上記の認識のもと、戦後に憲政を実施するためにはまず何よりも「民権」を保障することが重要であり、とりわけその基礎をなす「言論・出版の自由」「新聞の自由」なくしてデモクラシーは実現しないとして、戦時下における検閲の緩和と権利章典の即時実施を国民政府に強く要求するとともに、「新聞の自由」を許容しない中国共産党に強い警戒心を抱いた。

第3期の台湾移住後の晩年においては、論点の重心は「新聞の自由」の法的保障からジャーナリズムに従事する者に求められる責任へと移り、新聞が「詐欺宣伝の道具」に墮することなく、輿論の健全な権威となるためには、個人的な怨みに報いたり、私利を図るのではなく、あくまで公のために言論を発することが重要であると説いている。

こうした林語堂のジャーナリズム論のベースに一貫して流れるのは民権の基礎としての「言論・出版の自由」「新聞の自由」は人類の普遍的価値であるという強い信念である。先に紹介した『The Vigil of a Nation (枕戈待旦)』の結論において、林は孫文の三民主義を身体機能になぞらえつつ、次のようにそのことを表現している。

「ナショナリズムの原則(民族主義)は身体の血のようなものである。デモクラシーの原則(民

権主義)は内臓のようなものであり、それがなければ身体は適切に機能せず、それ自体から無駄や毒を取り除くことができない。だが、国民生活の原則(民生主義)は、ハリのある肌、頬の赤い色、眼の光沢、そして弾むような歩みによって示されるように、健康そのものである<sup>(49)</sup>」

ここに述べられた「民権主義」は、現在に至るまで大陸中国においては実現されない課題として残っている。改革開放以降は、経済建設による国民生活の向上という点においては、部分的な「民生主義」の実践と言えなくもない。だが、林の比喻を借りるならば、「民権」という「内臓」がなければ、身体から「毒」を取り除くことはできず、結果的に経済発展の成果という「健康体」は損なわれることになる。ここで言う身体の「毒」とは腐敗や汚職に相当する。

民権の基礎としての「新聞の自由」を追求し続けた林語堂は、今なお台湾の地から、祖国が普遍的価値観としての「新聞の自由」を受容し、身体の「毒」を取り除く日が来ることを待ち望んでいる。

- (1) 銭鎖橋によれば、林語堂は中国文学史上において、今日に至るまで、その著作が最も多くの言語に翻訳された作家であり、『老子』をも凌駕するという(銭鎖橋(2018)『林語堂傳：中國文化重生之道』聯經出版 517)。
- (2) 合山究訳(1987)『蘇東坡(下)』「解説」講談社学術文庫 328。
- (3) 「悼劉和珍楊德羣女士」『語堂文集 一』(1978)台湾開明書店 221 から訳出。以下同様。
- (4) 同上、224。
- (5) 合山究訳「八十年の回想」『自由思想家・林語堂』(1982)明德出版社 227。
- (6) 魚返善雄訳『機械と精神』(1946)朝日新聞社 54。なお、文中の旧漢字ならびに歴史的仮名遣いは、新漢字ならびに現代仮名遣いに改めている。以下同様。
- (7) 同上、54-55。
- (8) 同上、56。
- (9) 同上、56-57。
- (10) 同上、54。
- (11) 「談言論自由」『語堂文集 一』(1978)台湾開明書店 182。
- (12) 同上、183。
- (13) 同上、183-184。
- (14) 同上、185。
- (15) 安藤次郎・河合徹訳『支那に於ける言論の発達』(1939)生活社 3。なお、文中の旧漢字ならびに歴史的仮名遣いは、新漢字ならびに現代仮名遣いに改めている。以下同様。
- (16) 同上、3-4。
- (17) 同上、5。
- (18) 同上、4。
- (19) 同上、78-79。
- (20) 同上、105。
- (21) 同上、151。
- (22) 同上、101。

- (23) 孫文著・安藤彦太郎訳『三民主義（下）』（1957）岩波文庫 74。
- (24) 「又来憲法」『語堂文集 一』（1978）台湾開明書店 252。
- (25) アイザイア・バーリン『自由論』新装版（2018）みずず書房 303-304。
- (26) 自由を求めながら結果的に苛烈な独裁へと帰着したフランス革命を念頭に置きながら、その思想的淵源であるルソーを取り上げて、バーリンは次のように批判している。「ルソーのいう自由は、ある一定の領域内で干渉を受けないという個人の『消極的』自由ではなく、一社会の十全の資格ある全成員——そのうちのある成員ではなく——が公的権力を分け持つことであった。この公的権力はあらゆる市民の生活のいかなる局面にも干渉する権利を与えられている。十九世紀前半の自由主義者たちは、この『積極的』な意味における自由は、自分たちが神聖視しているすべての『消極的』自由を容易に破壊してしまうであろうことを、正しく見通していた。人民の主権は個々人の主権を容易に破壊しうるであろうことを指摘していたのだ」（前掲書、374）。
- (27) フランスを代表する自由主義思想家であるパンジャマン・コンスタン（1767-1839）は、自ら統治参加者として権力を行使したギリシアやローマの「古代人の自由」に対比して、「近代人の自由」の概念を次のように述べている。「自由とは、かれら各人にとって法律にのみ従う権利であり、一個人あるいは複数の個人の気まぐれな意志によって逮捕されず、拘禁されず、殺されず、また、いかなる手段をもってしても虐待されない権利であります。それはまた、かれら各人にとって自己の意見を述べ、自己の職業を選択し、それに従事する権利であり、自己の財産を自由に処分し、浪費すらもすることができる権利であります。それはまた、何らの許可も受けることなく、その理由や行程を報告する義務もなく往来する権利でもあります。さらに、それは、かれら各人にとって他の人々と共に、かれらに共通する利害について協議し、かれらが選択する信仰を表明し、あるいは、ただ単に、より以上に自分の好みや気紛れに適した仕方で数日間・数時間を過ごすために集合する権利であります」（大石明夫訳「近代人の自由と比較された古代人の自由について」『中京法學』33（3/4）、中京大学法学会、1999年3月10日、166）。
- (28) Lin Yutang, *The Vigil of a Nation* (1944), The John Day Company, p.14.
- (29) Ibid., p.215.
- (30) Ibid., p.219.
- (31) 国民党5期12中全会は「出版審査制度の改善決議案」を通過させ、これに基づき、国民政府は1944年6月、「戦時出版物審査規則および禁載標準」「戦時雑誌図書審査規則」を公布し、10月までに「修正抗戦期間図書雑誌審査標準」「戦時ニュース検閲規則」「修正戦時ニュース禁載標準」「修正戦時ニュース検閲標準」などの関連法案を廃止した。これにより事前審査制度から事後審査制度へと移行し、言論統制政策が緩和された（中村元哉『戦後中国の憲政実施と言論の自由 1945-49』（2004）東京大学出版会 46）。再び統制が強化されるのは、国共内戦が激化する1947年春以降である（前掲書「第3章 戦後国民政府の言論政策」、75-113を参照）。
- (32) Lin Yutang, *The Vigil of a Nation*, p.213.
- (33) Ibid., pp.219-220.
- (34) Ibid., p.218.
- (35) Ibid., p.219.
- (36) Ibid., p.217.
- (37) Ibid., p.227.

- (38) Ibid., p.217.
- (39) Ibid., p.233.
- (40) 前掲書、合山究訳「八十年の回想」『自由思想家・林語堂』、237-238。
- (41) 中村元哉『中国、香港、台湾におけるリベラリズムの系譜』（2018）有志舎 46。
- (42) 前掲書、合山究訳「五四以来の中国文学」『自由思想家・林語堂』 33。
- (43) 佐藤亮一訳『北京好日（下）』（1996）芙蓉書房出版 584。
- (44) 林語堂『無所不談合集』（1974）臺灣開明書店 679。
- (45) 同上、680。
- (46) 同上。
- (47) 同上。
- (48) 同上、682。
- (49) Lin Yutang, *The Vigil of a Nation*, pp.252-253.